

第五節 郡部の自由民権運動と明治十七年の地方制度改正

1 県会の設置と自治権拡大要求

三新法による これまで三新法によって設定された郡および町村レベルでの運営組織について見てきたが、

県会の開設 府県レベルでは新たに府県会が設置された。府県会は府県限りでの事業の経費（地方税）を

議定するものであった。これは最初に国家の法によって開催方式が定められた議会であった。このような議会が国会に先だつて形作られたのは、すでに述べてきたように、廃藩置県以降とくに地租改正を経て、府県や町村の内に租税協賛権思想が浸透してきたことによる。とくに兵庫県の場合、三新法制定以前に県会が開催されており、さきがけの役割を果たしていた。

しかし府県会は極めて制限の多い議会であった。県令は議案の提出権を独占していた。また府県会が独自に条例をつくる権限はなく、府県や政府に建議しうるだけだった。また予算の支出・徴収についても審議するだけで具体的な施行方法をきめる権限はなかった。さらに府県会の決定を県令が不当とした時には、内務卿の許可があればこの決定を否定し、県令の提示した原案をそのまま執行する権限が県令に認められていた

第五節 郡部の自由民権運動と明治十七年の地方制度改正

表 55 市域関係各郡における県会議員選挙権者および被選挙権者

年次	八 部 郡		菟 原 郡		有 馬 郡		明 石 郡		美 薮 郡	
	被選	選挙	被選	選挙	被選	選挙	被選	選挙	被選	選挙
明治12	548	1,138	630	1,689	1,823	2,925	2,757	3,973	1,953	2,994
13	647	1,011	583	1,060	1,974	2,912	2,828	4,130	1,974	3,016
14	634	849	668	1,060	1,929	2,873	2,820	4,013	2,116	2,191
16	670	1,073	627	680	1,986	2,802	2,912	4,201	1,849	2,117
17	678	1,058	531	1,130	1,902	2,831	2,765	3,878	1,867	3,224
18	675	1,052	595	920	1,740	2,621	2,626	3,819	1,703	2,665
19	670	928	594	890	1,727	2,301	2,404	3,545	1,136	2,707
20	626	687	607	951	1,721	2,928	1,026	1,547	1,504	2,435

(注) 明石郡明治14年の選挙人数は、資料上では 5,013人となっているが前後の関係から訂正をくわえた。

表 56 明治12年度県会議員選挙権者の人口当たり比率

郡	選挙人	被選挙人
八 部 郡	7.2 %	3.4 %
菟 原 郡	5.0	1.9
有 馬 郡	9.0	5.6
明 石 郡	6.8	4.7
美 薮 郡	9.7	6.3

資料：明治12年『兵庫県統計概表』

その比率は表56のとおりであった。八部郡・菟原郡のように人口密集地をかかえる地域は、有馬郡・美薮郡のような農村部に比べて、人口あたりの選挙権者の割合が低かった。ちなみに兵庫県全体では、選挙権者は、二〇歳以上人口の一〇・五%、被選挙権者はわずか五・四%に

のである。府県議員は、郡を選挙区として選出された。市域に關係する府県議員の選挙区も基本的にはこれにそうものであり、八部・菟原・有馬・明石・美薮の各郡とも最初は定員二人、明石郡については明治二十一年の定数改正で定員三人となった。次に府県議員の選挙資格を見てみよう。被選挙権者は、県内に本籍をもち、満三年以上居住し、地租一〇円以上をおさめる二五歳以上の男子、選挙権者は郡内で地租五円以上をおさめる二〇歳以上の男子とされていた(表55)。市域關係各郡での人口当たり

表 57 市域関係郡部選出県会議員中の改進黨入党者（明治10年代）

名 前	住 所	議員期間(年・月)	県会内役職
天宅藤右衛門	八部郡東尻池村	12. 3~18. 7	郡部会常置委員 郡部会常置委員
武井伊右衛門	八部郡板宿村	14. 3~16. 2	
吉田 亀之介	菟原郡住吉村	13. 12~25. 2	
滝本甚右衛門	菟原郡葺合村	16. 7~22. 4	
田中 俊児	有馬郡有野村	12. 3~13. 3 16. 2~18. 4	郡部会常置委員
福井 壽吉	有馬郡川除村	13. 12~17. 5	
有井 甚吉	有馬郡宅原村	18. 4~21. 3	
小南 清三郎	有馬郡上津谷村	18. 4~25. 2	
海妻 京次郎	明石郡黒田村	13. 11~17. 5	県会議長
重田 寛載	明石郡大蔵谷村	14. 3~17. 8	
石田 貫之助	美薮郡渡瀬村	12. 3~23. 7	
前田 熊市	美薮郡野瀬村	13. 11~17. 5 19. 1~21. 1	

資料：『兵庫県会史』第一編、「立憲改進黨の地方分布」（東京大学『社会科学研究』9巻4号）

すぎず、きわめて制限されたものであった。

市域関係各郡の県会議員は、巻末の付表のように選出された。付表4からもわかるように、明治十二年の最初の選挙で選ばれた議員は、一、二年程度の任期の短いものが多いが、やがて特定の間人が任期を継続することが多くなっている。

市域における明治十年代の県会議員は、表57のように改進黨に加盟するものが多かった。明治十六年末には、市域関係各郡については、八部郡選出の村田平左衛門以外すべてを改進黨員で占めるにいたった。このようになっていく理由は、兵庫県会が進めていた地方自治拡大を求める運動と関係していた。

県会における地 開催された県会で議員達は地方自治の
方自治拡大要求 拡大を求める運動を展開していった。

明治十二年六月二十九日、第一回の兵庫県会は郡区会の開設と郡区に関連する地方税支出経費の郡区会への移管および戸長とその事務費の町村会への移管を求める建議を内務

卿に提出した。その主たる理由は、地方自治の精神に基づくなら、県・郡区・町村それぞれに関係する事業とその経費負担は、それぞれ対応する議會でおこなうべきであり、実際に三新法以前の大区小区制の時期にはそのような地域運営の方法が取られていたというものであった。

明治十三年の県会は、郡部と区部（神戸区）の社会の状況が著しく異なることを理由に、県会を全体会と区部会・郡部会に分離せよという建議と、郡長を住民の公選にせよとの建議があらたに出された。郡長公選の建議は、美濃郡選出の石田貫之助（居住は渡瀬村で市域外）によって、出席四七人の議員中三一人の賛成を得て提出されたものである。

この郡長公選建議は、「（県会は）地方税ニ懸ル費目及事業ハ元公共ノ資金ヲ以テ公共ノ事業ニ用ユルガ故ニ、其事業ヲ興廃スルモ咸ナ人民ノ与カツテ以テ為ス可キノ務タリ」と、地方税は住民の公共の費用であり、この経費を使うものについてはその徴収から執行まで住民が責任を負うという考え方を示した。そして地方税支出の郡区長給料も住民の公共費用によってまかなうのであるからその選任は住民の公選によるべきであると述べたのである。県会は、地方税についての審議権のみを与えるという政府の方針を乗り越えて、地方自治を拡大しようとしたのである。

交詢社・改進黨 県会で、地域社会の運営を地方自治によって行うという構想が生まれてくる前提条件と系の政治運動 としては第三節でみてきたように、明治七・八年以来、租税協議権思想が浸透しはじめ

おり、さらにこの考え方によって人々を組織しようとする集団が生まれつつあったことがあげられる。そしてこの動向は、明治十年代に入っていっそう拡大していった。

表 58 明治14年関西府県会議員懇親会兵庫県参加者

◎市域関係郡区

神田兵右衛門(神戸区) 島丸藤左衛門(神戸区) 川西清兵衛(神戸区) 小寺泰次郎(神戸区) 武井伊右衛門(八部郡) 吉田亀之介(菟原郡) 重田寛載(明石郡) 前田熊市(美嚢郡) 石田貫之助(美嚢郡)

◎それ以外

乾忠右衛門(川辺郡) 船津吉太郎(印南郡) 高瀬藤次郎(加東郡) 内藤利八(神東郡) 三輪啓造(揖西郡) 寺田左次平(赤穂郡) 阿曾義近(宍粟郡) 森川純一(津名郡) 真野方郎(三原郡) 藤井一郎(三原郡) 安倍誠五郎(三原郡)

資料:「武井報效会文書」

先の建議の提出者であった石田らは、近県の県会議員たちと府県を越えて交流し始めていた。明治十四年二月一日・二日に大阪の府会議事堂で行われた関西(大阪・堺・兵庫・京都・滋賀・三重)の府県会議員の懇親会を皮切りに、同年十一月五日には、関西府県会議員懇親会の名前で、静岡以西二県から九一人の参加をえて懇親会が開催された。この集會に兵庫縣は二〇人という全参加者中最多の議員を送った。兵庫縣からの参加者は表58のようであり、のちに改進黨に結集していく人々を中心に、八部郡の武井伊右衛門などの神戸縣政以来のグループや神戸区部の県會議員などが、すでにゆるやかな政治的なグループを形成していた。

この組織化にあたっては、福沢諭吉を中心とする知識人グループが重要な役割をはたしていた。開港場を抱える兵庫縣は、その事務処理のため県の官僚に福沢の慶応義塾で洋学を修めた人物を雇用していった。森岡権令は、赴任後の明治十年に慶応出身の県勸業課長牛場卓蔵に命じて商業講習所を設置させた。牛場は、慶応義塾と教師の派遣を契約し、同年十一月義塾から甲斐織衛ら三人の教師が派遣された(校長は明治十三年七月慶応出身の箕浦勝人に交替)。また牛場の後任となった本山彦一学務課長兼勸業課長も義塾出身者であり、さらに師範学校の校長である津田純

第五節 郡部の自由民権運動と明治十七年の地方制度改正

表 59 市域関係郡部の交詢社員

名前	入社	住所	職業
福本新三郎	13年	有馬郡湯山町	温泉宿業
細木喜平	14年6月	有馬郡有野村	小学校教員
前田寛一	14年11月	美囊郡野瀬村	県会議員 小学校教員
前田熊市	14年11月	美囊郡野瀬村	
藤井文蔵	16年8月	有馬郡湯山町	

資料：後藤靖「自由民権期の交詢社名簿」

一も慶応出身者であった。かれらは、慶応出身者を中心とする知的なサークルである交詢社に、兵庫県とくに市域を中心とした地域の人々を組織していった(55頁表4)。市域の郡部では表59のように有馬郡・美囊郡に社員がおり、とくに美囊郡の県議である前田熊市は、運動の中心人物の一人であったようである。

交詢社を拠点とする政治的なグループは、懇親会・演説会などいろいろな形で地域にくい込んでいった。

明治十三年十一月には、長田神社で摂津国一区五郡親睦会が開催された。これは持ち回りで開催されたようで、明治十四年五月には伊丹で、翌年一月十一日には諏訪山常盤楼で、四月には平野村で開催された。また明治十四年二月十六日には、神戸区の常盤楼で阪神懇親会が開かれ、官吏・豪商・学者らが数十人参加した。明石郡では、明治十四年一月二日、県議の吉田吉十郎を中心に、交誼会が明石城内で開催された。『大坂日報』はこれについて、播磨における自由民権を唱える最初の結社であると評価したが、その名称には交詢社の影響がうかがえる。吉田らは、これを基礎として明石定期演説会を月一度開催することを決めたようで、明治十四年三月からその開催を予定した。

郡を単位とした地方自治や民権の伸張を求める人々のサークルは、八部郡・有馬郡・美囊郡でも幅広く存在したようである。たとえば『神戸新報』は、明治十五年三月、八部郡で第八回自由懇親会が開催されたこと、同年四月八日、

三田で第五回有馬郡懇親会が開催されたこと、同年四月三十日には有馬・美蓼・加東の三郡第五回有志懇親会が、四〇人の参加で美蓼郡稲田村で開催されたことを伝えており、継続的な会合が行われていたことがうかがえるのである。

このような会合では、具体的な政治上の問題についても演説が行われ、議論がなされていたようである。たとえば同月五日御影村でおこなわれた菟原郡の親睦会では、神戸新報社と結びつきが深い大坂新報社の加藤政之助が招かれ「従来、我国民権ノ振ハズ、国会ノ起ラザルモノ、志士ガ之ヲ主張シ、之ヲ促スノ未ダ及バザルヲ憂ヘザルニ由ルト謂フモ大過ナカル可シ」(『大坂新報』明治十四年十一月九日)と述べ、国会開設民権伸張の運動への豪商農の参加を促す演説をおこなった。

『神戸新報』(明治十五年三月二十四日)によれば、有馬郡の懇親会は、神戸県政下で区長を勤め、民権重視の姿勢を示し、県会議員となり、のちに改進黨へ入党していった田中俊児らによって明治十年に初めて開催されたとされている。明治十五年五月十四日に開かれたこの懇親会では、田中俊児らによって慶応義塾の支校を作ることが議題として提出され協議された。またこの会合には、兵庫県の改進黨の中心人物である安部誠五郎や桐原捨三らが出席して、改進黨員の拡大をおこなった。

ここで学校の建設が重要課題とされていることに注目したい。かれらは、学校を子供に対してだけでなく、地域社会全体に新たな思想を浸透させる機関として位置づけていた。その中心である神戸師範学校では、教員・生徒が毎週土曜日に演説会を開催していた。この演説会は単に学内だけのものではなかった。明治十三年十一月二十三日の演説会では、師範学校生徒のみでなく、商業講習所の教員、神戸新報社の社員が弁士と

して立ち、二〇〇人を越える参加者を集めていた。このような環境のなかで育った学生が各地の小学校へ教員として赴任するなかで、運動は拡大していったのである。

このような人々のサークルは町村レベルでも作られたようで、『神戸新報』（明治十五年九月二十八日）は、明石郡印路村で、自治の精神を拡大していくためにすでに三度の学術演説会が開催されており、さらに政談演説会の開催を計画していることを報じた。

地方自治と国家 交詢社を中心とした福沢系知識人は国家および地方自治について地域社会の現実と適合
 についての構想 的な思想をもっていた。交詢社は知識を交換して、社会における諸問題をいかに処理し

ていくかを考えていくことをその目的であると述べていたが、地方自治や憲法について具体的な提起をおこなっており、単なる意見交流機関以上の意味を持つ結社であった。明治十三年の地方官（府県の長官）会議傍聴のため上京中であった神戸の交詢社員である鹿島秀磨らの質問に答えるために交詢社は箕浦勝人や津田、四屋純三郎などを弁士とした演説会を開いた。この演説会では、福沢の、欧米流の住民による自治の紹介およびその日本への具体的適用がとえられており、これは兵庫県での地方自治要求運動の理論的な根拠となっていたのである。

この地方自治を要求する運動は、地方自治のあり方から国政全体を構想する動きをつくりだした。交詢社を中心とする兵庫県の県会議員らは、明治十四年の県会終了後の六月末、兵庫県憲法講習会を結成し、「国憲私考」という名前の憲法草案をつくった。かれらは、特権議員を中心とする左院と公選議員からなる右院の二院制を基礎とする交詢社のイギリス流の憲法案を基礎にしたがらも、新たに地方自治の項目を盛り込み、県令

を公選とする条項をつけ加えていた。また各府県で府県会議員の中から選挙人を二〇人選出して、そこから二人の左院議員を選出することなど、彼らの進めてきた地方自治の構想を憲法草案の基調に据えたのであった。兵庫自身もこの地方自治構想を行政のなかで取り入れていった。すでにみてきたように戸長の配置改正は、県会の意見を反映して改正されていた。また神戸区の県議や町議などは、府県会を区部と郡部にわけるといふ運動を積極的におこなった。そして十四年三月政府に区部のみに関係するものは区部会、郡部のみに関係するものは郡部会、全体に関係するものは全体会で議定することを認めさせた。また郡会の開設については、実現しないものの先の地方官会議の際、兵庫県の少書記官であった原保太郎（交詢社員）自身がそれに賛成の意見を提出した。

かれらの運動は、明治十年代のインフレ状況とそれによる租税の実質上の軽減という経済状況に支えられていた。この時期いかに租税が軽減されたかについて、武井伊右衛門は回顧録で「我輩の区長の勤中に地租の改正が出来た。明治七年に始めて明治十年に終つて旧来の年貢の五分の一位に安く成つたじや。平均一石位年貢を納めたものが式斗位で済むことに成つたから、村中が板宿の村中が大悦びで大人気で老人も子供も女も何となく穏か」であつたと述べている。武井は別のところで板宿村全体で石高で三五〇石納入していたのが、米に換算して七〇石でよくなった、と述べているが、地租改正による一定の減税の上に、米価が

表 60 明治前期の米価の推移

年次	撰津	播磨
明治11	円 5.5	
12	7.8	6.9
13	9.6-9.9	9.5-10.2
14	8.9-9.3	8.9-9.2
	神戸区内	姫路市街
15	8.95	8.56
16	7.05	6.54
17	6.70	5.65
18	7.17	6.16

(注) 米価は精米1石の値段(円)。

資料: 『兵庫県統計書』

表60のように、明治十一年の二倍程度にも高騰したため、定額金納をとる租税は軽くなった。インフレによる他の物価の高騰もあり、武井がいうほどの減税になったかどうかは、すこし割り引いて考える必要があるが、相当軽減されたことはまちがいないかった(同『産業経済編』I)。

このような租税額の事実上の減少にささえられて、住民は地域の公共に関することに對する支出を増額することができた。

実際、兵庫県全体でみるなら図8のように、明治十四年までは、地方税および町村協議費は、租税の減額とは反対に明治十一年度の一・六倍にもなった。このような状況の下で、交詢社・改進黨系の人々は、負担をおこなうからそれにあふさわしい自治を認めよという運動を展開していったのである。

その典型的な事例が、明治十五年六月に県会で内務卿へ建議された県令公選建議であった。この建議は、県令は地方人民と直接に接するものであり、それゆえ地方の状況に詳しいものが選出されねばならず、そのためにはその地域の住民の公選でなければならぬというものであった。ここでは一〇万円もの国負担の県庁経費をみずから地方税により負担するかわりに、県令の選出を公選とすることが主張されたのである。

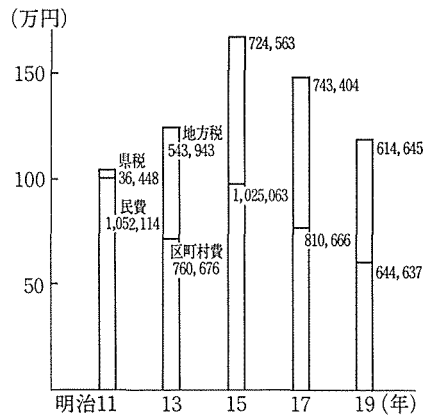


図8 兵庫県の府県範囲の費用負担

2 明治十四年政変後の県政

政治状況 明治十四年政変により、政府は天皇を主権者とする憲法確定の方向を確定し、大隈系および福の変化 沢論吉門下の官僚を追放するが、その影響が兵庫県にはっきりあらわれるのは、明治十五年に入ってからである。

この年三月、中央で大隈を中心として立憲改進黨が作られると兵庫県では『神戸新報』が三月十九日の社説で、改進黨の機関紙たることを宣言し、県会議員を中心に、すでに述べたような郡レベルでの懇談会を利用しての積極的な党員拡大をすすめた。かれらは五月はじめ地方組織の確立をめざして、兵庫県に「関西改進黨第一部」なる組織を設置することを決議した。しかし六月三日集会条例が改正され、地方支部を結成することは困難となったため、県会議員らは中央から組織形成のために来神していた前島密・矢野文雄・尾崎行雄らと相談の上、県独自の政社として兵庫県立憲改進黨を組織することを決定した。七月四日、仮幹事鹿島秀麿が県から政社認可の届出を行うことを命じられ、十日に安倍誠五郎外六〇人の組織として届出が行われたが、この政社は認可されなかった。

政社結成について県の認可が得られなかったことからわかるように、このころから改進黨系の運動に対する県の態度は弾圧の方針に変わっていった。その予兆はすでに明治十五年二月、県庁内における交詢社系の中心人物であった本山彦一が辞任、大阪新報社へ移ったことであらわれていた。政府は同年四月二十五日か

ら各県の警部長を集め、第一回の警部長諮問会を開催し、集会条例を改正した。集会条例の改正によって地方長官は結社の解散命令権や管内での一年間の演説禁止権を持った。兵庫県では、この年六月末から七月はじめにかけて、県令が県庁属官および郡区長に対して、政党弾圧を厳達した。

運動への弾

庄と懐柔

兵庫県の場合、県令自身をも含めた県庁中枢に交詢社の運動の影響力が及んでいただけに、逆に運動への弾圧も徹底したものとなった。まず組織の中核となった神戸新報社が弾圧を受けた。明治十五年五月の新聞記者の県庁立入禁止にはじまり、六月末には神戸新報社の県庁印刷業務の取り上げ、同社員で県議の鹿島秀磨のもつ県勸業課所轄神戸商法講習所長職の解任、さらに七月にはいって県庁内への新聞記者立入禁止が再度厳達された。また改進黨系の指導者である郡部会常置委員中井城太郎は、同年七月四日、神戸宇治川橋あたりを通行中、正体不明の四、五人のものに襲われ重傷を負うという事件も発生した。

また県庁からの改進黨関係者の排除もはじまる。同年七月末兵庫県は県吏員の「主義」が政府と同様であるかどうかの調査を始めた。そして八月九日には、県吏員の政社加入・演説・演説会参加を禁止し、戸長、戸長役場用掛、筆生にも同様の旨を内達した。五月十三日には、郡区長へ郡区吏員が政党などへ一切関係しないよう厳重に取り締まることを諭告した。さらに十月十七・十八日には改進黨系とみられる吏員六人を解雇し、政府の方針にしたがうもの一人を昇進させた。

教員については、明治十五年六月四日付けで『立憲政黨新聞』が、本山の後任の学務課長が自由主義を旨とする教員に政治活動をやめ、教育に専念するように忠告したことを報道し、八月九日には、県吏員同様に

政治活動への参加が禁じられた。九月三十日には、師範学校の卒業生が小学校に就職しない場合でも、一定期間内においては政治活動を禁止し、十月二日には、私立学校教員および小学校教員の補助者にまで政治活動の禁止の範囲を広げた。

これに対して改進黨系のグループは前年以來の運動を維持発展させようとした。同年十一月十一日から十四日、神戸で関西連合府県会議員懇親会が開催され、一四府県六六人の府県会議員が参加した。ここでは、①地方庁の費用は地方税負担として府知事・県令は公選にすること、②国道・監獄の経費は国庫負担とすること、③議員の召喚拘引は議会の許可をえることが全員の賛成で可決された。

このうち①②は、兵庫県会が先進的に進めようとしていたものであり、③は、前年の石川県会で議員が県令侮辱によって拘留罰金刑をうけたことに対するものであった。兵庫県の県会議員らは積極的に動いたように、武井伊右衛門は、石川県会への訪問委員二人をもうけ、そこの事情聴取の状況によっては全国的な府県会議員の懇親会への議題としてはどうかという動議を提出している。なおこれを報道した『神戸新報』の箕浦八郎右衛門は石川県令侮辱の件で重禁固一カ月、罰金一〇円の判決をうけた。

このような弾圧の影響をうけ、この懇親会は消極的になっていった。前年京都で討議を約束した憲法草案の議論はおこなわれず、これに抗議して滋賀県からの参加者が会合途中で帰県した。また全国的な府県会議員の連合形成という方向も、改進黨中央からやってきた犬養毅などの説得があったものの実現せず、関西レベルでの懇親会を来年十一月大阪で行うことを決めて終了した。

政府はこのような改進黨を中心とする府県会議員の動きを封じるため、同年十二月二十八日、府県会規則

を改正し、府県議員はそれぞれの府県の経費の議定のみを行うものとし、府県会議員間の通信・連合・集会を禁止した。またこの日、戸長に対しても、身分を判任官に準じることを決め、官吏と同様な形で政府の統制下においた。さらに翌明治十六年二月二十一日、郡長公選建議の理由のひとつであった郡長給与の地方税支弁を国庫支弁とすることによって、改進黨系の運動のよりどころを否定したのである。

政府と連動するかたちで県は弾圧をさらに強めた。運動の中核である神戸新報社は、明治十六年一月に発行停止処分をうけ、三月には仮編集長村瀬喜平が法津への誹謗によって重禁固二ヵ月、罰金七〇円に処せられ、六月十四日には治安妨害で発行停止一ヵ月、社主・編集長が処罰、十二月十二日も社主・編集人が処罰をうけた。また社員で県会副議長の安倍誠五郎は、同年三月十五日に官吏侮辱罪で、県会議事堂を出たところで逮捕、拘束された。

県は統制を末端の戸長や教員・学務委員にまで拡大していく。

明治十六年二月、県は、戸長の演説会参加だけでなく懇親会への参加も禁じた。この戸長への規制強化について八部郡長は、管内戸長に対して「今度其筋このなびより戸長を判任に準ぜられしに付てハ一同其御趣意のある所を体認し政党などに関係し又ハ関係したる者と交際すべからざるは勿論もちろん、諸新聞等にも自由改進黨の新聞は決して購読せざるやう心得らるべし」と説論をおこなった。そして戸長の選出も旧来の住民による公選から、住民が選出した五人から一〇人の者のうちから県令が戸長を選抜する方式に改正し、戸長選出への県令の権限を強化したのである。

あらたな選挙法では、町村住民が五名から一〇人の不完全連記制で選挙をおこない、その上位者五人、も

しくは一〇人のうちから県令が戸長を選抜して任命する（ただし県令は状況によって選挙によらず戸長を任命する権限をもつ）とされた。選挙権者は二〇歳以上の男子でその町村内に本籍を持つ戸主、もしくはその町村に土地を所有するもの（他町村住民でも可）とされた。被選挙権者は二五歳以上の男子で郡内に本籍をもつものとされ、いっさいの財産、戸主などの条件がなく、郡内全域から人物を選出することが可能であった。

教育関係については、明治十六年一月二十五日に再度、教員の政社への加入の禁止を布達するとともに、その範囲を学務委員まで拡大した。二月七日には、学校生徒の学術演説会への参加は郡区長の許可制とし、戸長・学務委員・学校長に対しては、政治に関する集会に生徒が参加している状況を指摘し、以後そのようなことがないようにせよと布達した。さらに二月八日には、県立の諸学校の生徒が教育衛生などの学術雑誌以外の新聞・雑誌を購読することを禁止した。

弾圧の一方で県会議員への懐柔も進められた。県は県会で地方自治拡大を要求していた議員に県官への就任をすすめ、田崎五百穎や北条直正が県御用掛に就任した。この誘いは武井伊右衛門にも及び、武井伊右衛門は明治十六年二月、それまで神戸区長が兼任していた八部郡長に、単独の郡長として就任した。

しかし武井の就任を子細に検討してみると、それは単なる懐柔とはいいがたい複雑な背景があった。民権運動の中心人物のひとりである美濃郡の前田熊市は、このとき武井に書簡を寄せ、その中で武井の就任がこれまで神戸区長の兼務であった八部郡長を単独で置きたいという郡民の希望に答えたものであって「仮令其地位ヲ変ズルモ志想ハ確乎不拔、決シテ压制政府ノ手数タルノ御精神ニハコレ無シ」とその就任を祝った。前田は自治の拡大として武井の就任をみていたのである。同年十月七日には党中央の矢野文雄から武井へ東

第五節 郡部の自由民権運動と明治十七年の地方制度改正

表 61 兵庫県における政談演説会の取組み状況

項目	年次											
	明治12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
演題 認可 不認可	321	285	131	134	8	26	3	17	345	183	1002	
	—	6	6	59	14	24	1	—	27	49	16	
演説会 回数 演説者数	14	37	40	31	5	7	1	15	94	36	146	
	232	173	105	85	7	12	1	3	105	149	649	
集会解散数	9	6	4	9	3	2	1	1	7	1	3	

資料：『兵庫県警察史』明治・大正編，明治17年『兵庫県統計書』。

表 62 『神戸新報』の年間発行部数

年次	発行部数
明治13年	241,090
14	727,200
15	556,206
16	399,747
17	294,082
18	108,616

資料：明治18年『兵庫県統計書』。

京の改進黨の状況を知らせるとともに、逆に兵庫県の状況を伝えてくることを依頼する書簡が送られるなど、これ以降も武井と改進黨の関係はつづいており、武井の就任は改進黨系の運動への弾圧が厳しくなるなかでとられた民権運動側の方策の一つとも考えられるのである。

ともあれ兵庫県での民権運動はほほ封じこまれてしまったようである。その様子を兵庫県の政談演説会からみると、表61のように明治十六年から急速に減少し、明治十八年にはほとんど開催できない状況に追い込まれていた。また神戸新報の発行数も表62のように明治十四年を最高として著しく減少していったのである。

松方デフ この状況にいたったのは、直接的には弾圧によるところが大きい
レの進行 いのだが、もう一つの大きな理由として改進黨系の運動のあり

方そのものが困難となっていたことがあげられる。改進黨系の運動は、財政上の高負担に基づく権利拡大の要求という考えのもと、地方自治を拡大し、その上で民主的な国家構想を実現しようとするものであった。ところが明治十六年ごろからその財政的な負担その

表 63 明治16年大旱魃による米作被害状況

郡	作付面積	被害面積	同右比率
八 郡	1,434 ^町	1,034 ^町	72.1%
菟 郡	1,047	804	76.8
有 郡	3,935	883	22.4
明 郡	4,659	3,864	82.9
美 郡	3,501	1,292	36.9

(注) 作付面積は梗米・糯米の合計
資料: 明治16年『兵庫県統計書』

家之困難ハ言ナシ、地主小作共一時ニ倒レントスルノ景況ニコレ有り、然ルニ米価ハ四円三、四十錢之新米相場トノ事、地租並ニ地方税其他協議費ヲ支払フトキハ其純益余蠟ノ殆ンド尽キントスル也」と述べている。政府の調査によれば、明治十八年度に兵庫県で国税および地方税の未納によって財産を公売処分されたものは約二万人、窮民数は全県人口一四〇万の一〇%の一四万人におよび、納税余裕のあるものはわずか二、三〇%にすぎないと報告されている。

このため明治十六年の県会では、県会議長が閉会の際、わざわざ費用減額が議定の基本であると述べるにいたった。すでに前年のように、多額の費用負担を行っても県令の公選を要求するような方針を県会は打ち出しえなくなった。また政府が郡長公選の根拠の一つであった郡長給与を国庫負担に切り替えた際も、負担

ものが困難となったのである。その原因は不況と相次ぐ天災にあった。明治十四(一八八一)年十月の大蔵卿就任以来、松方正義は西南戦争以降の物価騰貴・金利高騰・正貨流出をおさえ実質的な増税をはかるため、デフレ政策を遂行した。その結果、全国的な不況と農産物価格の暴落がおこった。これを松方デフレと呼ぶが、それに加えて兵庫県では、一八八〇年以降にはじまる世界的な景気後退の影響をうけ神戸の貿易量の減少が見られた。さらに明治十六年の大旱魃(表63)と虫害、翌年八月二十五日の台風と天災がつづいた。武井伊右衛門は明治十七年、「先平年之六分作ナラントノ想像ニコレ有り、昨年之大干害本年之此ノ凶作実ニ農

軽減を訴える立場からは反対論を出しにくい状況が生まれていたのである。

飾磨県再設 播磨では改進黨系の運動に関連して、播磨一国を管轄する飾磨県の再設置運動が起こった。

置の運動 その動きは明治十三年五月、龍野で全播磨各郡有志大懇親会の開催が計画された（実際開催さ

れたかどうかは不明）ころから始まったようである。明治十四年十一月には、姫路本徳寺で飾磨県再設置の会議が開かれ、さらに明石の人々が飾磨県再設置の運動を起すとの風聞が、『大坂日報』十二月四日付で伝えられた。

この飾磨県再設置については、当初播磨の県議員の中でも意見が別れるところであったようで、明治十四年末には、かれらの間で当否について議論が交わされた。また神戸新報社は最初反対であったが、明治十四年末から翌年はじめごろに設置派の中心人物であり飾東郡選出の県議員である伊藤和七郎を岡島官蔵記者が訪問し討論するに及んで賛成に態度を変更した。一方姫路の自由党系結社である共立社は再設置に反対していた。

明治十五年に入ると飾磨県再設置の運動は明確な形をとりはじめた。一月三日、元県議で姫路の近藤薫が再設置の件で森岡県令に面会、八日には播磨各郡惣代が姫路長源寺で集会した。この会議では、再設置派と反対派で意見が戦わされており、加東郡の高瀬藤次郎、印南郡の船津吉太郎、神東郡の内藤利八が賛成の意見を、揖西郡の西村敦、佐用郡の江見徳夫、宍粟郡の阿曾義近が反対の意見を展開した。

結局この時、再設置賛成の郡は播磨全十六郡の内七郡にとどまった。ただしその内訳は先の賛成者の郡および飾東郡の四郡以外は不明であり、明石郡および美囊郡の代表についてもいかなる態度をとったかは不明

である。

賛成派の七郡は、翌九日再設置推進のための恒常的な組織を作ることを決定した。まず賛同を得ることができる郡から支部を置き、各郡総代委員で本部を設置、本部委員は月に二度集まって運動をすすめることに、各郡でも運動を組織する計画であった。

この時期、飾磨県再設置の運動をおこなった人々が作ったと思われる明治十四年十二月の「飾磨県再設置請願理由書」では、再設置の理由には他地域との民情および産業のあり方の違い、地方税負担が重いにもかかわらず利益還元が少ないこと、県庁が遠く不便なこと、民情や産業のあり方が違うため県会での議事が進まないことなどがあげられ、さらにこのような理由から播磨を単位として地方自治を進めることが「民権ノ振起邦家ノ隆盛」の基礎であると述べられていた。ここでは民情の一致する範囲を単位として地方自治をすすめるという兵庫県の建議と同様の考え方がとられていたのである。

播磨に次いで淡路でも独立の動きはあったが、政府は兵庫県について県の分離、再設置を認めなかった。しかし一方で政府は、明治十六年五月九日、石川県から富山県を、長崎県から佐賀県を、鹿児島県から宮崎県を分離・独立させており、分離を一般的に認めなかったわけではなかった。兵庫県の場合、もともとその合併が開港場神戸を維持しうる財力を持たせることにあったことと、必ずしも全郡の合意として運動が展開していなかったことが、分離を認められない理由となっていたと考えられる。しかし他県で再設置が認められたことは飾磨県再設置の運動になお希望を与えたようであり、同年十一月末には、伊藤和七郎らは再設置を再び願い出た。

自由党の これまで改進黨系中心とした運動をみてきたが、自由党系につらなる運動も市域で存在した。

浸透 その一つに菟原郡住吉神社の祭礼に關して起こったみこしかつき闘争がある。これは明治五年

に始まり、同十五年大審院の判決で、原告側被差別部落が祭礼への平等の参加を勝ち取った闘争(第二節1項)であるが、この裁判を担当した代言人(弁護士)が、自由党常議員である林和一であった。神戸の代言人は品川政藏など自由党系とみられるものが少なくなく、そのようなルートから持ち込まれた可能性がある。

大審院での被差別部落側の主張は、人民としての平等および費用を支出したものには参加の権利があるという発想に基づくものであり、そこには人間の平等と租税協議権による権利を主張する自由党系の民権思想がうかがえるのである。自由党系の運動家は積極的にこの裁判を通して人々を組織したようである。この裁判の勝利をきっかけとしてこの部落から明治十五年十月四六人もの人々が自由党に入党した。

民権運動家の被差別部落の組織化は、裁判をめぐるたまたま行われたというわけではなかったようである。『朝野新聞』明治十五年二月付は、被差別部落である明石郡のある村でも民権運動家によって政治活動が盛んになっていると報道された。またこの村で風俗改善が進んでいるとの報道が『朝野新聞』によってなされた。

3 明治十七年の地方制度改正

明治十六年の戸長 自由民権運動への対抗を直接の前提として戸長への統制が強化されたことはすでに述べた。役場制度の改正 たとおりであるが、明治十六年六月から七月にかけて兵庫県は戸長へ統制をさらに強め

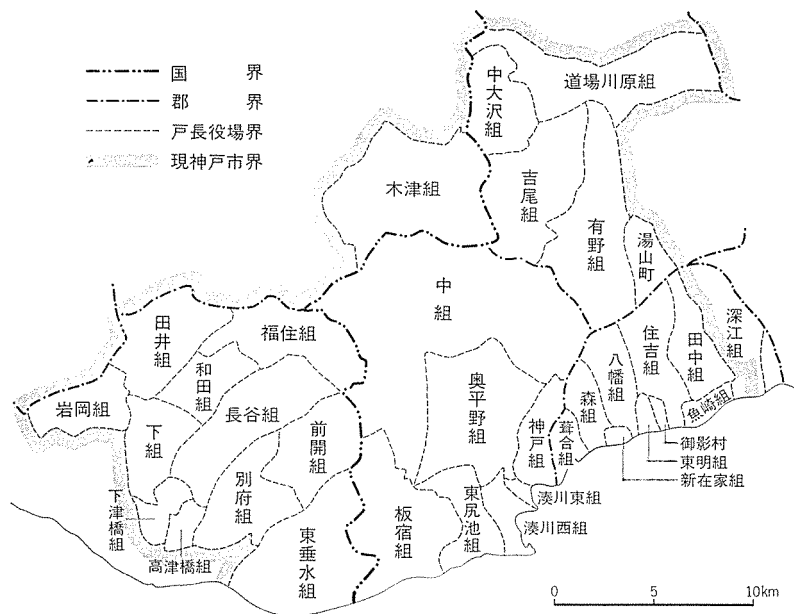


図9 明治16年の連合戸長役場区域

るとともにその位置づけを大きく変更した。六月二十一日、戸長による役場吏員の勤務評定とその報告を郡長が毎月確認することが布達され、戸長役場内の統制も強められた。また七月一日には「戸長准官等並俸給表」が布達され、戸長の職階的給与体系が確立、上級等級の戸長の場合年給で二〇〇円をこえ、専門職としてつとめられる給与がだされるようになった。この戸長の専門職化を前提に同日戸長役場区域の拡大が布達され、基本的に単独戸長役場はみとめられなくなり、県内では二九町村を除いて、すべて連合町村戸長役場制(役場数三七六)となった。戸長役場名は、所在町村名を最初につけ、〇〇組役場と呼ばれるようになった。

市域では明治十四年の戸長役場区域の改正から大きな変更があった(図9)。八部郡では、

上灘組に山田上組に属していた小部村を併せて奥平野組に、それ以外の山田上・下両組を合併して中組に、中灘上・下両組を合併して東尻池組に、また下灘両組を合併し板宿組とした。

単独町村戸長役場を多く認めた菟原郡では、大きな変更があった。葺合村・筒井村は葺合組、岩屋組・畑原組・森組・河原村は森組、新在家村・大石村は新在家組、八幡村・水車新田・高羽村および篠原村・新生村は八幡組、東明村・徳井村・石屋村で東明組、住吉組と野寄村は住吉組、魚崎組・青木組は魚崎組、三条・津知両村以外の三条組と岡本組は田中組、深江村・芦屋村・三条村・津知村は深江組となり、御影村は引き続き単独で戸長役場を置いた。

有馬郡は変化が少なかった。道場河原および湯山町の役場区域はそのまま続き、八多庄組は吉尾組、大沢組は中大沢組と改称され、有野組と唐櫃村は有野組となった。

単独戸長役場が多かった明石郡では変化が大きかった。東垂水・西垂水・塩屋・下畑・名谷・多聞・山田の各村は東垂水組、前開組・布施畑村は前開組、別府組はそのまま、下津橋村を除く今津組と上池村は高津橋組、小山組・吉田組・下津橋村は下津橋組、長谷組・下組はそのまま、福住組と細田村で福住組、繁田組・和田組・高和村は和田組、神出組・宝勢村・池田村は田井組、岩岡村・古郷村・野中下村は岩岡組となった。なお美嚙郡では市域の村すべて木津組に属すこととなった。

このように、あらたな戸長役場区域は、明治十三年の連合戸長役場制と比較してもなおその規模が大きく、表64のように千戸をこえる役場区域さえあった。それだけに、この新たな戸長役場区域設置に対しては、制度実施の前後、戸長層の動揺や合併反対の動きがおこった。

表 64 戸長役場区域の人口戸数
(区部を除く)

戸長役場区域		人 口	戸 数
八 部 郡	東尻池組	6,435	1,297
	奥平野組	3,175	723
	板宿組	4,418	954
	中 組	3,970	784
菟 原 郡	葺合組	5,485	1,630
	森 組	2,121	432
	八幡組	2,137	433
	新在家組	1,848	403
	東明組	1,711	387
	御影村	3,441	900
	住吉組	3,273	819
	魚崎組	3,367	903
	深江組	2,566	607
	田中組	2,188	401
有 馬 郡	湯山町	1,805	401
	有野組	2,388	512
	道場河原組	3,969	832
	吉尾組	2,860	582
	中大沢組	1,664	336
明 石 郡	東垂水組	4,486	892
	前開組	1,410	264
	別府組	2,408	479
	高津橋組	1,907	385
	下津橋組	1,524	298
	長谷組	2,133	386
	下 組	2,150	412
	福住組	3,121	447
	和田組	1,766	315
田井組	3,732	678	
岩筒組	2,567	440	
美囊郡木津組	4,159	879	

資料：『兵庫県統計書』

たとえば単独で戸長役場を設置していた明石郡高和村は、県布達甲二四号で改正が布達されたとき、引き続き単独で戸長役場を設置するか、もしくは明治十五年の戸長退任後、福住組戸長に戸長を兼務してもらっていた経緯から福住組へ合併となるかのどちらか一方を県令に嘆願した。しかしすでにみたとように高和村は別の組と連合しており、この嘆願は実現しなかった。しかし、このような戸長役場区域の広域化反対の運動は、明治十三年改正の時のようにあまり大きくならなかった。その理由は、地方自治をかかげた運動がきびしい弾圧の下にあったことだけでなく、複雑化し、量的に拡大する戸長の職務を専門的に扱う者へ委託するという傾向が住民側からも生まれ

表 65 戸長数の変化 (単位: 人)

郡	年次	明治13	14	16	17
	八 部 郡		7	7	3
*菟 原 郡		19	46	21	21
有 馬 郡		14	25	15	15
明 石 郡		16	51	21	21
美 囊 郡		14	15	8	8

(注) *武庫郡を含む。

資料：『兵庫県統計書』

ていたことであつた。役場区域の拡大によつて、市域関係各郡の戸長は、表65のように美濃郡を除いて半分以上となつた一方で給与が増額されており、これは事務能力を持つ者を戸長とする条件を作り出したのである。

なお複数の町村の上に置かれた戸長および戸長役場を補完するものとして各村に用掛や総代が置かれていたが、これは第六項で述べた明治十三年の改正の状況と同様で、中組戸長役場区域は、八部郡各村に用掛を置き役場事務を分掌した。

明治十七年の 明治十七年五月七日、政府は三新法の下での町村を大きく変更した「明治十七年の改正」地方制度改正 と呼ばれる一連の法令を出したが、これは前年に兵庫県などで行われた改正を全国法とし

て整備したものであつた。

これによつて五カ村五〇〇戸を基準に連合町村戸長役場区域をもうけること、その区域の戸長を官選（住民の投票による上位者三人もしくは五人のなかから県令が選抜することとなつたが、これは兵庫県ではすでに前年に実施済みのものであつた。兵庫県での一番大きな制度的な変更は、区町村会法の改正に基づくものであつた。

表 66 町村費の費目

戸長役場費
會議費
土木費
教育費
救助費
災害予防費
警備費

三新法によつて政府は町村を私的な住民団体とみなし、直接に町村の運営に関与しないという建前をとつていた。そのため町村会にたいする規制はあくまで住民にたいする行政指導としておこなわれており、町村会規則の作成も許可制であつた。ところが明治十七年の改正では、町村会は政府の機関に

準じるものとされ、町村会規則は政府によって作成され、県令が画一的に施行するものとなった。政府は町村協議費のなから一定の費目を公費として分離してこれを町村費とし(表66)、町村会はそのみを議定する機関となった。これによって信仰にかかわる費用などはすべて私費とされたのである。

政府が町村費を公費とすることによって、町村費の滞納者にたいしては「租税未納規則」が適用されることとなり、町村費を納めないものは裁判所により公売処分が付されることとなった。明治十八年には、県内で一万一二九六人が国税納入のために、七九八一人が地方税納入のために財産の一部を手放しているが、松方デフレで、国税・地方税でさえ納入が困難な時期においては、この規定は町村費を徴収するための強制力となったのである。

またこの改正によって戸長は、議案の発議権と議長を独占し、議案が否決されても県令の許可があれば議案を執行してもよいとされ、町村会に対して強い権限をもつこととなったのである。

町村会と連 兵庫県は町村会制度の改正を明治十七

合町村会 年七月ごろから開始した。七月十四日

「兵庫県町村会規則」が出され、町村会議員数は一〇人までとなった。八部郡中村他一カ村戸長役場区域では表67のように一村五人を基に一〇〇戸以上の村は六人であった。藍那村では七月二十六日に選挙が行わ

表 67 明治17年の町村会規則
による村会議員数

村名	人口	戸数	議員数
上谷上村	555	187	6
下谷上村	448	103	6
原野村	573	126	6
福地村	158	33	5
中村	183	50	5
東下村	467	110	6
西下村	101	28	5
衝原村	170	35	5
坂本村	173	42	5
小河村	176	36	5
藍那村	459	105	6

資料:『藍那村文書』、『兵庫県八部郡地誌』

第五節 郡部の自由民権運動と明治十七年の地方制度改正

表 68 町村会の活動状況

郡	年次 項目	町村数	明治16年		明治18年	
			開催	議員総数	開催	議員総数
八 部 郡	郡	35	24	197	32	171
菟 原 郡	郡	43	41	357	43	280
有 馬 郡	郡	92	76	915	92	527
明 石 郡	郡	122	106	1,232	119	664
美 藁 郡	郡	111	108	1,017	108	不詳

資料：『兵庫県統計書』

れ、一〇人から六人となった。これは市域関係全部とも同様で、表68のように以前のほぼ三分の二から半分に減った。

また町村会規則が出されたその日に戸長役場区域の連合町村会で決定すべき費目を、戸長役場および土木・教育・衛生・災害予防・警備の費目のうちで連合町村会で選択されたものとするものが布達された。九月には戸長役場の呼称が改正され「何々村外何カ村戸長役場」と役場所在地の町村名

を頭に区域内の町村数を表示する方式に改められた。さらに明治十八年一月二十三日、新たな戸長選挙法が布達された。選挙権は二〇歳以上の男子で、その区町村に居住し、その区町村に地租を納める者とされた。被選挙権は年齢要件が二五歳以上である以外は選挙権の要件と同じであった。

町村会議員および戸長の選挙権・被選挙権とも、地域の選挙であるにもかかわらず、政府と国民を直接つなぐ国税である地租の納入があらたに選挙資格となった。それまでは戸長・町村会議員の選挙権については居住していることを基本としており、地租納入の有無は条件となっていなかったものであり、ここに国家によって公的であると位置づけられた戸長や町村会の特徴があらわれていた。

この規則による町村会の運営は、表69のように郡・連合町村戸長役場

明治20年度藍那簡易小学校支出決算

費目	金額	備考
学校費	149.984	教員1人、授業生1人
会議費	1.950	連合村（藍那・小河） 会議費
合計	151.934	

負担は、小河村36.058円 藍那村98.752円（繰越金17.14円）

資料：「藍那自治会文書」

区域内・村内と地域の規模に応じて費目が区別され、各レベルでの連合町村会、町村会で評決された。明治十八年・明治十九年はコレラが大流行した年であり、そのことがこの決算費目の衛生費として現れている。郡連合町村会の議員は、戸長役場区域内の各町村の議員によって選出された。例えば中村他一一カ村戸長役場区域では各町村の町村会議員のなかから、八人が郡連合会議員として選出された。また戸長役場区域内の連合町村会には、議員がすべて出席したようである。

松方デフレ下の地域運営 表69を見ると、藍那村に關係する町村費において土木費が全く計上されていないことがわかる。藍那村では土木關係の事

業はこのとき公費である町村費から区分され、私費とされた町村協議費に移された。すべての町村においてこのような財政負担方式がとられたわけではなかったが、明治十八年度以降、表70のように町村費中の土木費は大幅に削減されており、この動向は松方デフレ下の県の施策と結びついていた。

明治十八年三月二十八日、県は松方デフレ下の窮民の増加という状況に対して、窮民取扱方心得を布達し、「救済ノ至良最善ト為スベキモノハ慈惠者ノ力事業ヲ起シ、若クハ職芸ヲ授ケ、各勞力ニ役スルヲ得セシメバ、一ハ以テ国利公益ヲ興シ、一ハ以テ救助ノ実ヲ奏シ徳義廉耻共ニ相害セズ、所謂自營自立ノ本旨ニ適フ」と述べ、土木事業などを興させて貧窮者や罹災者の雇用を創出することが救済の基本であることを宣言した。その際、この事業を進めるものとして、

第五節 郡部の自由民権運動と明治十七年の地方制度改正

有力者や寺社が考えられており、それがうまくいかない場合、町村会などによる救済を行うこととしていた。この有力者の寄付などによる土木事業は、実際には町村の指揮の下で進められることが少なくなかったようである。明治十九年三月には、藍那村と石井村の間の道路開鑿が藍那村惣代の呼びかけによって一万円もの予算で進められた。有馬郡中村では土地を持たないものに村の荒地や共有地を貸与して、桑やミツマタの栽培を勧めているし、明石郡前開村でも困窮者に開墾や道路修繕などの仕事を与えるように定めた。とくに養

表 69 明治17年改正以降の村費の運用

明治20年度八部郡各村連合村費決算

費目	金額	備考
勸業費	円 108.360	撰津五郡連合勸業会・共進会 費養蚕関係費など コレラ関係費
衛生費	55.090	
村費欠損補填	34.487	
会議費	14.467	
臨時会議費	14.865	
合計	227.269	郡連合町村会会議費

養蚕関係費の内訳は、桑苗仕立費16.483円・養蚕見習生派遣費35.4円。

明治20年度中村他11ヵ村戸長役場連合村費決算

費目	金額	備考
戸長役場費	円 229.142	うち、定雇小使2人70円 連合町村会会議費 コレラ関係費 うち、勸業世話掛給12円
会議費	9.700	
衛生費	10.191	
勸業費	15.000	
部内連帯費	53.702	
合計	312.442	

明治20年度藍那村村費決算

費目	金額	備考
村総代費	円 41.380	うち、総代手当18円 町村会会議費
会議費	1.140	
衛生費	2.800	戸長役場連合町村費
教育費	98.752	
部内連帯費	34.662	
合計	178.734	

表 70 八部郡町村費支出の変化 (単位: 円)

項目	年度			
	明治16	17	18	19
教 育 費	4,463	3,445	2,671	3,339
土 木 費	3,108	4,087	2,058	1,749
総 額	12,677	8,377	6,641	8,828

(注) 明治16年度までは町村協議費。

資料: 『兵庫県統計書』

蚕技術の習得および桑栽培は奨励されたようで、八部郡中村外一カ村戸長役場区域(山田郷)の有志懇親会は、明治二十一年二月、養蚕を郷社の境内で試験的に行ってみることを決定した。また、この時期八部郡では桑苗養育と養蚕見習生派遣が郡連合町村会で議決されていた(表69参照)。

なお職を失い他町村に浮浪している者に対しては警察がこれを取り締まり、本籍地に送り返した。酒造など産業が発達していた菟原郡では、浮浪している者の数が少なくなかったようで、『神戸又新日報』(明治十九年十月二十三日)は、同郡で「乞食」の取締まりが行われ、警察分署から本籍地へ送還されたと述べている。

これらの救済とともに、他方で住民が貧困に陥らないように、町村を単位として、その住民の儉約・勤勉と貯蓄をすすめる方針がとられた。ここではその様子を藍那村の村運営と関連して見ておきたい。

すでに述べてきたように村は、区町村会法によって規定された町村会と町村内独自の会議の二つの会議によってその運営方針を決定していたが、明治十七年改正以降もその形は変わっていなかったようである。たとえば藍那村では、明治十八年三月一日に行われた「村会議」で二六人の「会議員」が具体的な村運営方法を決定している。ここでは松方デフレを乗り切るため村持林野の村内住民への分割、昨年以来の儉約の遵守、議員所の建設の中止などが決められた。

政府・県指導によって進められていた松方デフレ期の生活の規制による儉約も、この会議によって決定さ

れた。まず村内でおこなっていた飲食や旅行に関連する講の縮小廃止が議決された。伊勢講が年四度から初講一度に、日待講が同じく年四度から十月の一度に、愛宕講が年三度から秋講の一度へ、観音講が二度から一度へ、祇園講・トキ講は廃止された。さらに村社の春秋の祭は廃止され、他村の祭に行くことも禁止となつた。村内の寺である大中寺での虫送り行事も縮小された。祝事はすべて廃止され、葬儀の際に酒を出すことを禁止し、葬送についても親類・組内以外のものが参加することを禁止した。また若者組の処年講も廃止、また若者組や友人が集まって酒を飲むことを禁止した。さらにため池で魚釣りをおこなうことまで禁止した。このような町村の共同体的規制を利用し、これに対する指導監督を強化して松方デフレ下の不況を乗り切るという政府・県の政策は、いままで以上に緊密に地域社会をつかまえなければ実現不可能であつた。そしてそれは郡役所―連合町村戸長役場の事務能力を拡大していく方向で進められた。

郡役所と戸長役

場機構の整備

戸長の官選化および権限強化によって、専門的に職務を遂行する機関としての戸長役場の機能は強化されていくが、この方向は明治十七年の改正以降いっそう進められた。明治二十年五月末、八部郡では郡吏員数人が郡内戸長役場の事務改良視察のため、各戸長役場を巡回した。また有馬郡では、同年には郡内戸長を毎月一回郡役所に集め、事務打ち合わせの会議を定例化した。戸長役場の事務能力拡大を前提に、政府は人口と土地所有について、壬申戸籍および地租改正以来の精密な再把握を進めた。松方デフレの下での人口の流動化や土地移動の進行が、壬申戸籍や地租改正による土地所有についての調査の不十分さをあらわにさせたからである。

壬申戸籍については徴兵事務の遂行の台帳たりえないと政府によっても指摘されるようにさえなつた。そ

表 71 郡役所吏員数の変化

(単位: 人)

年次	八 部 郡		武庫菟原郡		有 馬 郡		明 石 郡		美 薮 郡	
	書記	雇	書記	雇	書記	雇	書記	雇	書記	雇
明治16	4	6	8	11	8	6	7	18	6	10
17	5	4	8	14	7	9	10	15	8	10
18	5	8	8	14	7	9	10	16	7	10
19	4	7	6	16	7	7	7	24	5	11
20	4	6	6	16	7	10	7	17	5	14

資料: 『兵庫県統計書』

こで政府は新たに「明治十九年戸籍」を作り、これに基づく戸籍の整備をすすめた。兵庫県では明治二十年夏から、戸長役場によって戸籍の大改正が実施された。これについて『神戸又新日報』は、同年十月二十六日、明石郡の各戸長役場が戸籍下調で忙殺されていると報じた。

土地所有の調査は、明治十九年秋ごろからはじまった。ここでは地租改正の際の調査の粗漏および脱落地の修正を行う「地押調査」という形がとられた。兵庫県では明治二十一年四月ごろに土地台帳の形式などについて郡区長会議が行われた。有馬郡では同年九月に戸長が郡役所に集まって土地台帳の作成について協議しており、市域ではこの前後に地押調査が進められたようである。『又新』は、美薮郡で八月はじめに土地台帳がほぼ完成したことを伝えており、この頃、市域各郡で土地台帳が作成されたと思われる。次に郡を見ておく。すでにみてきたように政府・兵庫県は県会での郡会設置や郡長公選の建議をまったくみとめず、郡を自治体としてではなく、県の行政機関として確立しようとした。この方向は松方デフレ下においていっそう進められ、県令の郡長への認可事項の委任は大幅に拡大した(44頁表3)。またこの事務を処理するため郡役所の下級吏員である「雇」の数も表71のように増加傾向を示した。

さらに郡長の任務であった租税収納については、明治十九年七月の地方官官制の制定によって県庁内に収税部が確立したのにもなって、明治二十三年までには郡長とは切り放して、郡単位に直税分署および間税分署が置かれた。市域関係各郡については、八部郡は神戸、菟原郡は西宮、有馬郡は三田、明石郡・美嚨郡は明石の、それぞれ直税分署および間税分署が担当することとなった。このうち三田および明石の分署はなお郡役所内に設けられていた。

また明治十九年八月登記法が布告され、戸長役場がおこなっていた土地・建物・船舶などの譲渡・質入の際の公証が治安裁判所に置かれた登記所でおこなわれるようになり、譲渡・質入の契約を結ぶ者は治安裁判所もしくはその出張所まで出向かなければならなくなった。八部郡・菟原郡では神戸治安裁判所、有馬郡では同三田出張所、明石郡・美嚨郡では明石治安裁判所に登記所が置かれた。二郡もの範圍の登記書類の移動は大変なものであったようである。たとえば明石治安裁判所には明治二十年一月二十九日までに戸長役場から登記書類が移されることとなっていたが、『又新』は、

公証書類は千冊をこえるものであり、裁判所の前に山ができるほどの量となるだろうと報じた。

さらに地押調査によって作られ、租税の收取の基礎台帳となった土地台帳も、明治二十二年三月二十二日の土地台帳規則によって、戸長役場から郡役所の所管に変更された。こうして戸長役場は、土地登記および地租収税

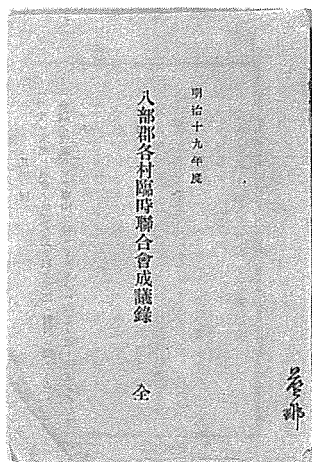


写真 20 明治19年度八部郡各村臨時聯合会成議録

についての機能を失ったのである。

このように郡は、官僚機構の一端として整備されたが、住民の連合体的な性格が全くなくなってしまったわけではなかった。むしろ郡単位の衛生・勸業事業などは重要性を増していった。そのため、費用負担を論議する郡連合町村会は引き続き開催され、八部郡では明治十八年からは活版刷りの予算案および決算が、各村に回されるようになった(内容は表69参照)。